

平成17年10月 4日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



麻疹及び風しんに係る定期の予防接種の未接種者への積極的勧奨等について

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行につきましては、平成17年8月12日付福岡県医発第947号(地)をもって、また、麻疹及び風しんに係る定期の予防接種等に関する留意事項につきましては、平成17年8月19日付福岡県医発第977号(地)にてお知らせしておりましたが、今般、麻疹及び風しんに係る定期の予防接種の未接種者への積極的勧奨等について、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県衛生主管部(局)長に対し通知がなされた旨、日本医師会感染症危機管理対策室ならびに福岡県保健福祉部を通じ連絡がありました。

本通知は、現行制度において対象にあたる者は早期に接種しておくことが一層重要であるため、市町村において、下記の勧奨方法により、未接種者である対象者に対して、平成18年3月31日までの間、積極的な接種勧奨を行うとともに、同日以降についてもかかりつけ医等の所見を踏まえ、保護者の意思により接種を希望する場合には接種費用の軽減(公費負担)についても配慮するよう求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますとともに、貴会管下関係医療機関に対し、個別の接種の推進やその体制の充実について、市町村等行政と十分連携の上ご対応いただきますよう、周知、協力方よろしくお願い申し上げます。

なお、ご参考までに、全国感染症主管課長会議(都道府県行政担当者向け)にて配布されました予防接種Q&Aをお送りいたします。会議資料につきましては、冊子(125ページ)ですので、必要な場合は、ご連絡ください。

また、日医雑誌11月1日号に、麻疹、風しん予防接種啓発ポスターが同封される予定でありますことを申し添えます。

記

- 1 予防接種台帳等を活用し、未接種者に対し、個別に通知による勧奨を行う。
- 2 各種検診(1歳6か月検診など)において、未接種者の把握を行い、早期接種の勧奨を行う。
- 3 地域医師会等と連携を図り個別接種の推進、実施体制の充実を行う。(休日・平日夜間での接種体制確保等)
- 4 民生部局及び教育委員会と連携の上、保育園、幼稚園、小学校に対し制度の周知を行い、未接種者への接種勧奨を行う。
- 5 ホームページ、広報誌等を積極的に活用する。

(地Ⅲ 1 0 0)
平成 1 7 年 9 月 2 8 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
雪 下 國 雄

麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の未接種者への積極的勧奨等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行につきましては、平成 1 7 年 8 月 3 日付（地Ⅲ 7 4）をもって、また、麻しん及び風しんに係る定期の予防接種等に関する留意事項につきましては、平成 1 7 年 8 月 1 2 日付（地Ⅲ 8 0）をもって貴会宛にお送りいたしました。

今般、麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の未接種者への積極的勧奨等について厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県衛生主管部（局）長に対し通知がなされ、本会に対しても協力方依頼がありました。

本通知は、現行制度において対象にある者は早期に接種しておくことが一層重要であるため、市町村において、下記の勧奨方法により、未接種者である対象者に対して、平成 1 8 年 3 月 3 1 日までの間、積極的な接種勧奨を行うとともに、同日以降についてもかかりつけ医等の所見を踏まえ、保護者の意思により接種を希望する場合には接種費用の軽減（公費負担）についても配慮するよう求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関に対し、個別の接種の推進やその体制の充実について、市町村等行政と十分連携の上対応されますよう、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、参考までに、全国感染症主管課長会議（都道府県行政担当者向け）資料、及びその際に配布されました予防接種 Q & A をお送りいたします。

また、日医雑誌 1 1 月 1 日号に、麻しん、風しん予防接種啓発ポスターを同封する予定としておりますことを申し添えます。

記

- 1 予防接種台帳等を活用し、未接種者に対し、個別に通知による勧奨を行う。
- 2 各種検診（1 歳 6 か月検診など）において、未接種者の把握を行い、早期接種の勧奨を行う。
- 3 地域医師会等と連携を図り個別接種の推進、実施体制の充実を行う。（休日・平日夜間での接種体制確保等）
- 4 民生部局及び教育委員会と連携の上、保育園、幼稚園、小学校に対し制度の周知を行い、未接種者への接種勧奨を行う。
- 5 ホームページ、広報誌等を積極的に活用する。



健感発第0921001号
平成17年9月21日

社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長
雪 下 國 雄 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の未接種者への積極的勧奨について

予防接種の推進につきましては、平素より多大な御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第264号）が平成18年4月1日から施行されることに伴い、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の対象者が改められます。

麻しん及び風しんに係る定期の予防接種については、その発生及びまん延を防止し、もって麻しんの国内における根絶を達成するとともに、風しんによる先天性風しん症候群の発生を予防するものであり、より適切な時期に接種するよう積極的に勧奨することで、接種率を高くすることが公衆衛生の向上に有効です。

については、現行制度において対象にある者は、早期に接種しておくことが一層重要であるため、市町村においては、未接種者である対象者に対して、平成18年3月31日までの間、積極的な接種勧奨を行うとともに、同日以降についてもかかりつけ医等の所見を踏まえ、保護者の意思により接種を希望する場合には、接種費用の軽減（公費負担）について配慮するよう、別添（写）のとおり、各都道府県に対して通知をしたところです。

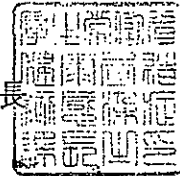
つきましては、貴会におかれましては、当該通知の趣旨を御理解いただくとともに、各都道府県・郡市区医師会において、個別の接種の推進やその体制の充実について、市町村等と十分連携の上、貴会会員の接種医師各位の特段の御協力を頂けるよう、特に御配慮をお願いいたします。



健感発第0921001号
平成17年9月21日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



麻疹及び風しんに係る定期の予防接種の未接種者への積極的勧奨について

標記について、予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第264号）が平成18年4月1日から施行されることに伴い、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく麻疹及び風しんに係る定期の予防接種の対象者が改められるところであるが、麻疹及び風しんに係る定期の予防接種については、その発生及びまん延を防止し、もって麻疹の国内における根絶を達成するとともに、風しんによる先天性風しん症候群の発生を予防するものであり、より適切な時期に接種するよう積極的に勧奨することで、接種率を高くすることが公衆衛生の向上に有効である。

については、今回の改正を契機に、改めてより適切な時期に接種勧奨を行うこととするため、未接種者である対象者に対しては、下記の勧奨方法により、平成18年3月31日までの間同法に基づく予防接種の実施主体の義務として、積極的な接種勧奨を行うとともに、同日以降についてもかかりつけ医等の所見を踏まえ、保護者の意思により接種を希望する場合には、接種費用の軽減（公費負担）について配慮願いたい。特に、麻疹については、生後12月以降に早期接種を行うことが極めて重要であるため、予防接種台帳等を活用し、未接種者の把握に努め、個別通知による積極的勧奨を行うよう要請する。

なお、接種に当たっては、定期の予防接種実施要領（平成17年7月29日付け健発第0729001号）により、十分な予診を行い、注意して接種されたい。

貴職においては、以上の旨を貴管下市町村に周知し、その実施に遺漏のないようにされるとともに、貴管内の麻疹及び風しんに係る定期の予防接種における実施体制・状況等を把握し、接種率の向上のための実施状況について、平成17年10月31日までに本職あて別紙により報告願いたい。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

記

- 1 予防接種台帳等を活用し、未接種者に対し、個別に通知による勧奨を行う。
- 2 各種検診（1歳6ヶ月検診など）において、未接種者の把握を行い、早期接種の勧奨を行う。
- 3 地域医師会等と連携を図り個別接種の推進、実施体制の充実を行う。（休日・平日夜間での接種体制確保等）
- 4 民生部局及び教育委員会と連携の上、保育園、幼稚園、小学校に対し制度の周知を行い、未接種者への接種勧奨を行う。（就学時の健康診断において、麻疹及び風しんの未接種者に対して、市町村教育委員会を通じ、予防接種の必要性を周知するとともに別添（保護者用お知らせ）の例を参考にし、保護者に配布するよう要請する。）
- 5 ホームページ、広報誌等を積極的に活用する。

市町村】

- 1 予防接種台帳を活用し、未接種者に対し、個別に通知による勧奨を行った。→開始をしていれば実施済に○。予定の場合、いつまでに行うか年月日を記入。
- 2 各種検診(1歳6ヶ月検診など)において、未接種者の把握を行い、早期接種の勧奨を行っている。
- 3 地域医師会等と連携を図り個別接種の推進、実施体制の充実を行っている。(休日・平日夜間で接種体制確保等)
- 4 民生部局及び教育委員会と連携の上、保育園、幼稚園、小学校に対し制度の周知を行い未接種者の接種勧奨を行っている。
- 5 ホームページ、広報誌等を積極的に活用している。

- ・市町村数を記載し、管内市町村全てについて記入する。
- ・1～5の実施をおこなっている箇所へ○を記入(該当箇所へ複数可)
- ・1～5以外による勸奨を行っている場合は、「6 その他」に勸奨内容を具体的に記載。

【勸奨の状況によっては、市町村名の公表を行うこともあります。】

麻しん(はしか)と風しんの2回接種制度が導入されます

麻しん(はしか)と風しんの早期接種のお勧め

平成18年4月1日より麻しん(はしか)と風しん対策をより一層強化するため、麻しん(はしか)と風しんの予防接種の2回接種制度が導入されます。

○麻しんや風しんは幼児期早期にかかってしまうことが多いため、麻しんと風しんの予防接種は、お母さんからの免疫がなくなる生後12月以降なるべく早期に接種することが、お子様自身の予防だけでなく、社会全体の感染症の予防(まん延防止)のため大変重要です。

○現在は、生後12月から90月の間に、麻しんワクチンと風しんワクチンを1度ずつ接種するという制度ですが、来年4月からは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン(MR混合ワクチンと呼ばれています)を使用することで、麻しんと風しんの予防接種は一度で済むようになります。

○さらに、より高い予防の効果を得るためには、2回接種を新たな制度として導入し、お子様がより大きな集団生活(小学校)を始める前に接種することが望ましいため、小学校就学前の1年間に2回目の接種を行うことになります。

○以上のように、法に基づく麻しんと風しんの定期の予防接種の対象者が、下記のとおり改められ、MR混合ワクチンによる2回接種が導入されます。

○来年の4月1日以降、定期の予防接種としては、MR混合ワクチンのみとなり、現在使用されている麻しんワクチン及び風しんワクチンに関しては、定期の予防接種(予防接種法に位置づけられている接種)では使用されないようになりますが、かかりつけ医とご相談のうえ、保護者の希望により、接種を受けることは可能です。

○現在、麻しんと風しんの予防接種の対象者(生後12月から生後90月に至るまでの間にある者)であって、未だ麻しんと風しんの予防接種を受けていないお子さんがいらっしゃる保護者の方は、かかりつけ医とよく相談し、ぜひとも早期に接種を受けることをお勧めします。

○詳細については、お住まいの市町村におたずねください。

【改正前】

(対象者) 生後12月から生後90月に至るまでの間にある者

(接種方法)

麻しん及び風しんの予防接種は麻しんワクチン及び風しんワクチンを1回ずつ接種

ワクチン	出生時	6ヶ月	12ヶ月	18ヶ月	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳
麻疹ワクチン							1回						
風疹ワクチン							1回						

【改正後】

(対象者)

第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

第2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達するまでの日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの(いわゆる幼稚園の年長児)

(接種方法)

麻しん及び風しんの予防接種はMR混合ワクチンを第1期、第2期で1回ずつ

ワクチン	出生時	6ヶ月	12ヶ月	18ヶ月	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳
麻疹と風疹の混合ワクチン			第1期	1回				第2期	1回				

(お問い合わせ先)

〇〇市健康福祉課

(電話番号)



健感発第0921001号
平成17年9月21日

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の重要性の周知について

予防接種の推進につきましては、平素より多大な御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第264号）が平成18年4月1日から施行されることに伴い、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の対象者が改められます。

麻しん及び風しんに係る定期の予防接種については、その発生及びまん延を防止し、もって麻しんの国内における根絶を達成するとともに、風しんによる先天性風しん症候群の発生を予防するものであり、より適切な時期に接種するよう積極的に勧奨することで、接種率を高くすることが公衆衛生の向上に有効です。

については、現行制度において対象にある者は、早期に接種しておくことが一層重要であるため、市町村においては、未接種者である対象者に対して、平成18年3月31日までの間、積極的な接種勧奨を行うよう、別添（写）のとおり、各都道府県に対し通知したところです。

つきましては、貴職におかれましても、各都道府県教育委員会を通じて各市町村教育委員会への周知をしていただきますよう、よろしくお取り計らい願います。



事 務 連 絡
平成 17 年 9 月 21 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

麻疹及び風しんに係る定期の予防接種の重要性の周知について

予防接種の推進につきましては、平素より多大な御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第264号）が平成18年4月1日から施行されることに伴い、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく麻疹及び風しんに係る定期の予防接種の対象者が改められます。

麻疹及び風しんに係る定期の予防接種については、その発生及びまん延を防止し、もって麻疹の国内における根絶を達成するとともに、風しんによる先天性風しん症候群の発生を予防するものであり、より適切な時期に接種するよう積極的に勧奨することで、接種率を高くすることが公衆衛生の向上に有効です。

ついては、現行制度において対象にある者は、早期に接種しておくことが一層重要であるため、市町村においては、未接種者である対象者に対して、平成18年3月31日までの間、積極的な接種勧奨を行うよう、別添（写）のとおり、各都道府県に対し通知したところです。

つきましては、貴会におかれましては、当該通知の趣旨を御理解いただくとともに、衛生主管部局との連携の下、「学校保健法施行規則の一部改正について」（平成14年3月29日付け文部科学省スポーツ・青少年局長通知）を参考に、就学時の健康診断において、麻疹及び風しんの定期予防接種の未接種者に対して、予防接種の重要性の周知方お願いいたします。

予防接種Q & A

○麻しん及び風しんの予防接種

○日本脳炎予防接種

○ジフテリア、百日せき、破傷風の予防接種

○インフルエンザ予防接種

○ 麻しん及び風しんの予防接種

（質問１）予防接種法に基づく定期の予防接種に関しては、平成 18 年 4 月 1 日以降の接種対象者はどのようなになるのか。

（回答）定期予防接種については、第 1 期及び第 2 期の接種とも、麻しん風しん混合ワクチンを使用することが法令上義務づけられている。過去に単抗原ワクチンを受けた者は、当面は、法に基づく定期の予防接種として行われる混合ワクチンの接種対象者とならない。（現在の 1 回接種の状況が維持される。）

現行制度による接種歴	第 1 期での混合ワクチンの接種	第 2 期での混合ワクチンの接種
麻しんワクチンのみ接種	×	×
風しんワクチンのみ接種	×	×
麻しんワクチン及び風しんワクチンともに接種済み	×	×
麻しんワクチン及び風しんワクチンともに未接種	生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者は麻しん風しん混合ワクチンを接種	就学前 1 年間にある者は麻しん風しん混合ワクチンを接種

（質問２）第 2 期の対象者から、現行制度による麻しん及び風しんの予防接種を行ったものを除外しているのは、どのような理由からか。

（回答）今回の改正は、現在の 1 回接種制度が特段の公衆衛生上の問題が生じていない状況で、より一層の対策を強化する趣旨で接種回数を 2 回に拡大することであることから、有効性・安全性に特に留意が必要である。

当該第 2 期の接種についても、有効性・安全性について積極的な確認を要するところである。麻しんワクチン及び風しんワクチン（単抗原ワクチン）を接種した後に麻しん風しん混合ワクチンを接種した場合の有効性・安全性については、定期接種として公権力による接種の積極勧奨を行う場合に求められる実証データが存在しないため、当面の間、対象外としている。今後、十分な知見を集積し、有効性・安全性について積極的な確認が得られれば、第 2 期の対象者として認めることを検討するものである。

（質問３）麻しん風しん混合ワクチンの 2 回接種の有効性・安全性については、どのように考えるのか。

（回答）質問２の回答と同様に、麻しん風しん混合ワクチンを２回接種した場合の第２期の有効性・安全性については、公権力による接種の積極勧奨を行う場合に求められる実証データについて十分な知見を集積する予定である。

なお、平成１８年４月において、混合ワクチンの既接種者であって２回目の接種として第２期に接種すべき対象となる者は存在しないため、法令上は、第２期の接種時期のみを規定している。

（質問４）麻しん風しん混合ワクチンの２回接種の制度導入の時期を平成１８年４月とした趣旨や今後のスケジュールはどのようなものか。

（回答）定期の予防接種において１回接種から２回接種に改正する制度の導入に伴い、法令の施行時点で直ちに完全かつ一律な２回接種が導入されるわけではなく、有効性、安全性その他の諸事情を勘案して、第２期該当者への公権力による積極勧奨が経過的に拡大していくものである。これは、定期の予防接種制度は、単に医学的に有効、必要という理由だけではなく、公権力による接種勧奨に求められる高い安全性の証明、副反応被害への法的責任、保護者の時間的・経済的費用負担、被接種者の身体的負担、副反応による健康被害の可能性割合、接種率の合理的な確保、地方自治体の事務処理体制・財政負担等を総合的に判断し、定めるものであるためである。

今回の改正は、あくまで、第１期において麻しん風しん混合ワクチンを接種した者が、４年から６年後の時点において麻しん風しん混合ワクチンを接種するという２回接種の制度を基本的な仕組みとして、必要な実証データに基づき有効性・安全性を確認できたものについて、暫時導入されるものである。

その上で、単抗原ワクチンを接種した者が麻しん風しん混合ワクチンを接種する等の組み合わせについては、所要の実証データを集積してから、有効性、安全性の確認を前提に対象とする方向で暫時検討する趣旨である。

（質問５）麻しん又は風しんの単抗原ワクチンの接種は、どのような位置づけとなるのか。

（回答）今回の改正では、保護者及び児の負担（身体的負担、時間的・経済的負担）、行政負担（接種機会の合理的な確保、事務処理体制・財政負担）、副作用の発生リスク等を総合的に勘案して麻しん風しん混合ワクチンに限り公権力による積極勧奨の対象とすることとしている。平成１８年４月１日以降、単抗原ワクチンを使用する場合は、公権力による積極勧奨を行わず、保護者の希望がある場合に行われ、法に基づかない予防接種となるが、市町村の判断で費用負担への配慮を要請している。この場合、公権力による積極勧奨を行わないことから、法律上、極めてまれであるが生ずる副反応被害への補償は、予防接種健康被害救済制度でなく、医療品副作用被害救済制度によることとなる。

(質問6) 平成18年3月31日までに現行の制度において麻しん及び風しんの予防接種をすることが可能である者について、どのように接種勧奨すべきか。平成18年4月1日以降に新制度において接種することができる者については、どうか。

(回答) 市町村は、できるだけ早期の接種を積極勧奨する予防接種法上の注意義務を有することに加え、平成18年4月1日から、接種対象者の変更及び麻しん風しん混合ワクチンのみの使用となるため、現行制度において対象にある者は、早期に接種しておくことが一層重要となる。今回の2回接種制度の導入の最終的な目的である麻しんの国内での根絶には、有効性及び安全性を要件として適切な時期(生後12月以降できるだけ早期)での高い接種率が前提となる。

したがって、平成18年3月31日までの間の麻しんワクチンの積極的勧奨を優先的に行う必要があるが、平成18年3月1日～3月31日に、麻疹ワクチン及び風疹ワクチンともに未接種の者であって、4月1日以降に第1期及び第2期の対象となるものに関しては、接種間隔のことを勘案して、施行前後の勧奨としては、4月1日以降に、新制度(混合ワクチン)での接種を勧めるのが妥当である。

なお、今後、単抗原ワクチンを接種した者が麻しん風しん混合ワクチンを接種した場合の有効性・安全性の実証データを集積し、有効性、安全性が確認できれば、単抗原ワクチン接種者に対しても、第2期における麻しん風しん混合ワクチン接種の対象とする予定であり、暫時、接種対象の拡大を検討するものである。

接種を受ける者の接種歴	平成18年3月31日までの勧奨	備考(公権力による積極勧奨としての接種の区分)
麻しんワクチンのみ接種	風しんワクチン接種の勧奨	当面の間、 2回接種の対象とはならない
風しんワクチンのみ接種	麻しんワクチン接種の積極勧奨	当面の間、 2回接種の対象とはならない
麻しんワクチン及び風しんワクチンともに接種済み	不要	当面の間、 2回接種の対象とはならない
麻しんワクチン及び風しんワクチンともに未接種	麻しんワクチン接種及び風しんワクチン接種の積極的勧奨(最初に麻しんワクチンを接種し、接種後27日間以上において可能な限り早く風しんワクチンを接種する)	ただし、平成18年3月1日～3月31日に、麻しんワクチン及び風しんワクチンともに未接種の者であって、4月1日以降に第1期及び第2期の対象となる者に関しては、4月1日以降に、定期接種として麻しん風しん混合ワクチン接種を勧める

（質問 7）施行通知における「平成 18 年 3 月 1 日から同月 31 日までにおける未接種の対象者について、同年 4 月 1 日以降にも接種機会の確保が可能な場合には、同日以降の接種を勧奨するよう配慮すること」の趣旨はどのようなものか。

（回答）麻しんワクチン及び風しんワクチンともに未接種者の場合、平成 18 年 3 月 1 日以降、麻しん又は風しんの単抗原ワクチンのいずれかを接種勧奨した場合、接種期間を勘案し他方の単抗原ワクチンの接種について積極勧奨の対象ではなくなる場合があるので、平成 18 年 4 月 1 日以降においても第 1 期及び第 2 期の接種対象年齢である場合には、定期接種として麻しん風しん混合ワクチンを一貫して接種勧奨することとなるよう配慮を求める趣旨である。

なお、定期の予防接種を受けるか否かの判断は、その時期を含め、法律上、保護者の自由な意思に基づき、かつ、保護者の責任で決定するものであるので、十分な情報提供及び説明と同意が前提である。

（質問 8）単抗原ワクチンの接種に関する経過的な措置はどのようなものか。

（回答）平成 18 年 3 月 31 日までに積極的に接種勧奨を行うことが、現行法に基づく市町村の法的義務である。平成 18 年 4 月 1 日以降の単抗原ワクチンの接種については、法に基づかない接種となり、公権力による積極勧奨の対象ではないが、希望者の費用負担を緩和するため、1 歳代で麻しん又は風しんいずれかのワクチンのみを接種した者に、保護者の希望により他方の単抗原ワクチンを使用する場合においては、当面の間、法に基づく接種と同等の公費負担を行うことを市町村に要請している。

また、麻しん又は風しんの罹患者が、平成 18 年 4 月 1 日以降において、罹患していない方の単抗原ワクチンを接種する場合も、公権力による積極勧奨の対象ではないが、同様の趣旨により、保護者の希望により 1 歳代の罹患者が単抗原ワクチンを使用する場合においては、当面の間、法に基づく接種と同等の公費負担を行うよう市町村に要請している。（「麻しん及び風しんに係る定期の予防接種等に関する留意事項について（平成 17 年 8 月 3 日付け健感発第 0803001 号）」）

(質問 9) 現行制度で麻しんワクチン、風しんワクチンを接種していた者は、平成 18 年 4 月の時点で直ちに 2 回接種の対象となるわけではないが、保護者に対して、どのように説明することが適当であるか。

(回答) 今回の 2 回接種の導入は、公権力による積極勧奨を行い社会全体での接種率向上、確保をもって、麻しんを根絶するといういわゆる社会防衛の観点から行われるものであり、より一層の麻しん対策を行う趣旨である。

今後、実証データを集積して確認された有効性と安全性を踏まえて、現行制度で麻しんワクチン、風しんワクチンを接種していた者についても 2 回接種が導入検討される予定であるが、現在のところ、行政として 2 回接種を勧奨すべきとはいえないので、この旨を情報提供することが適当である。

(質問 10) 「麻しん及び風しんに係る定期の予防接種等に関する留意事項について(平成 17 年 8 月 3 日付け健感発第 0803001 号)」の課長通知 2(1)～(4)において、罹患者及び現行制度における麻しん及び風しん予防接種の既接種者に対する単抗原ワクチンの使用を 1 歳代に限定している理由はどのようなものか。

(回答) 市町村は、できるだけ早期の接種を積極勧奨する注意義務を有することに加え、平成 18 年 4 月 1 日から施行される新制度における公権力による積極勧奨としての定期の予防接種の第 1 期の対象者と整合性を図り、有効、合理的な時期での接種を確保する趣旨である。

○ 日本脳炎予防接種について

(質問 11) 新たなワクチンの供給の予定、積極勧奨の再開見通しは。

(回答) 現在、薬事法に基づく承認申請中であると承知しているが、時期については未定である。また、新たなワクチンについて、公権力による積極勧奨を行うにあたって求められる有効性、安全性及び、積極勧奨を行う施策上の合理性の確認が要件であり、改めて検討が必要であり、再開の見通しは未確定である。

(質問 12) 現在対象者である者が、勧奨を再開した時に対象年齢外になった者についてはどのようなになるのか。

(回答) 個人の発症防止、重症化防止の効果に限られる日本脳炎予防接種について、接種対象期間以外の者について、公権力による積極勧奨である定期予防接種の対象とすることはできない。

○ ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種

（質問 1 3）ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種において、単抗原ワクチンに関する規定が削除された理由はどのようなものか。

（回答）ジフテリアトキソイド、沈降ジフテリアトキソイド、沈降精製百日せきワクチン、ジフテリア破傷風混合トキソイドについては、既に製造供給されていないものであるのに、法令上市町村に接種体制の確保が求められるという状況になっていることから、関係規定を削除したものである。ジフテリア、百日せき及び破傷風への第 1 期の予防接種には D P T のみの使用となる。ジフテリア沈降破傷風混合トキソイドは従来から 1 期のワクチンとしての使用は法令上認められていない。

なお、法令に適合しない通知、ガイドライン等は、いずれも法的効力を有さないもので、定期予防接種として行われるものではない。

○ インフルエンザ予防接種

（質問 1 4）インフルエンザ予防接種実施要領において、「接種後 2 日以内に発熱のみられた者」及び「全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者」並びに「過去に免疫不全の診断がなされている者」が、接種要注意事項から接種不適当者に変更となった理由はどのようなものか。

（回答）インフルエンザワクチンについては、個人の発症及び重症化の防止の効果に主眼をおいていることから、公権力による積極勧奨は行われないものの、行政関与及び公費による接種費用の軽減や副反応被害に対する救済を行っており、法律に基づかない予防接種とは異なるものである。

接種不適当者については、医学的理由のみならず、予防接種法上求められる安全性を確保するとともに、副作用被害を極力回避する注意義務があることから、対象者を限定しなければならない。今回、近時の安全性の確保及び副作用被害における法的問題を精査した結果、副作用被害との因果関係を肯定する可能性となり得る「接種後 2 日以内に発熱のみられた者」及び「全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者」並びに「過去に免疫不全の診断がなされている者」に関しては、接種不適当者に該当すると判断したところである。